

東総地区広域市町村圏事務組合現場代理人の工事現場への常駐義務  
緩和に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開催されるまでの期間
  - (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
  - (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間
  - (4) 請負金額が 500 万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。
- 2 当該工事の現場代理人が他の組合が発注した工事の現場代理人（主任技術者を兼任する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。
- (1) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定により、同一の専任の主任技術者が 2 以上の工事を管理するとき
  - (2) 次のア及びイの条件を満たすとき
    - ア 兼任する工事は、前項第 1 号から第 3 号までに該当するものを除き、すべて請負金額が 4,500 万円未満（建築一式工事にあつては、9,000 万円未満）であること。
    - イ 兼任する工事は、当該工事を含め 3 件までであること。ただし、前項第 4 号に該当するものは、件数に含めないものとする。
- 3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼任することについて、受注者から申し出があったときは、前項第 2 項に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

(現場代理人兼任等の届出)

第3条 組合は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しようとするときは、現場代理人兼任届（別記様式 1）を提出させるものとする。

- 2 前項の規定により届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、現場代理人兼任届（別記様式 1）を提出させるものとする。
- 3 組合は、現場代理人の兼任の解除について、申し出があったときは、現場代理人兼任解除届（別記様式 2）を提出させるものとする。

- 4 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、前 3 項の規定を準用するものとする。

(現場代理人の責務)

第 4 条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 1 8 日から施行する。

現場代理人兼任届

年 月 日

東総地区広域市町村圏事務組合管理者 あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

下記のとおり、現場代理人を兼任することとしましたので届け出ます。

なお、本件工事の契約に関し、東総地区広域市町村圏事務組合現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第2条の要件を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼任を解除することを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼任に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

記

| 現場代理人氏名          |         |                 |
|------------------|---------|-----------------|
| 本<br>件<br>工<br>事 | 工 事 名   |                 |
|                  | 契 約 金 額 |                 |
|                  | 工 期     | 年 月 日から 年 月 日まで |
|                  | 摘 要     |                 |
| 兼<br>任<br>工<br>事 | 工 事 名   |                 |
|                  | 契 約 金 額 |                 |
|                  | 工 期     | 年 月 日から 年 月 日まで |
|                  | 摘 要     |                 |

※ 添付書類

- 1 兼任工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）
- 2 兼任工事の主任技術者選任通知書（写）又はこれに相当する書面
- 3 専任技術者一覧（写）

注1 契約金額が500万円未満の工事であっても、現場代理人を兼任する場合は、届出の対象となることに留意すること。

注2 「兼任工事」欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

注3 「兼任工事」が追加となる場合は、兼任となる工事を全て記載した上で、改めて提出すること。

別記様式2（第3条関係）

現場代理人兼任解除届

年 月 日

東総地区広域市町村圏事務組合管理者 あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

下記のとおり、現場代理人の兼任を解除しましたので届け出ます。

記

|         |                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工 事 名   |                                                                                                                                                                                                                   |
| 契 約 金 額 |                                                                                                                                                                                                                   |
| 工 期     | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                                                   |
| 解 除 理 由 | <div><input type="checkbox"/>本件工事の現場代理人を変更し、兼任を解除</div> <div><input type="checkbox"/>兼任工事の現場代理人を変更し、兼任を解除</div> <div><input type="checkbox"/>兼任工事に係る契約の履行が完了</div> <div><input type="checkbox"/>その他（具体的に記載）</div> |